平成２７年（フ）第１２４２号
大阪市浪速区敷津東２丁目３番17号　ハイム白糸502号
債務者　吉井　寿幸（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６６２号
大阪市住之江区南港中３丁目３番36―908号
債務者　木田　光彦
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８０７号
大阪市城東区成育１丁目５番２号　東洋プラザ野江Ⅱ203
債務者　古田美千代（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８２６号
大阪府豊中市夕日丘３丁目12番26号
債務者　宮脇　秀男
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８４６号
大阪市港区八幡屋３丁目13番８―403号
債務者　菊川ひとみ
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８９２号
大阪市淀川区東三国３丁目10番３―914号
債務者　石田　義一
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９２６号
大阪市中央区瓦屋町２丁目４番19号　５Ｂ、前住所大阪府泉南市岡田６丁目６番７号
債務者　中野由輝子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９３１号
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目18番30―301号
債務者　金丸　順子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９３３号
大阪市西成区花園北２丁目５番２―804号
債務者　井口　　博
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９３９号
大阪市城東区関目２丁目16番28―314号
債務者　お好み焼きわんわんこと　細田　妙子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４号
函館市鍛治１丁目34番16号
債務者　佐藤　千彰
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２８号
北海道茅部郡森町字富士見町209番地１
債務者　落合　信夫
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５９号
千葉県成田市吾妻２丁目１番地１　３棟204号
債務者　大塚　文男
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６６号
千葉県佐倉市臼井1254―３　レオパレスＪＵＮＩ105号室、住民票上の住所千葉県富里市七栄282番地42
債務者　芦田　あい
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第７２号
千葉県富里市御料913―22コンフォート葉山Ⅱ　103号室牛坂方、住民票上の住所千葉県銚子市川口町２丁目6486番地の11
債務者　髙尾　達也
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第７９号
千葉県富里市根木名726番地
債務者　大森　裕明
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６７号
岡山県倉敷市新田2520番地３
債務者　杉本　律子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第３００号
埼玉県志木市柏町１丁目23番７号　グリーンハイツ11―206号、旧住所埼玉県志木市本町４丁目13番１―1209号　志木ガーデンヒルズ
債務者　松平　貴子（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係